

2013年4月23日
FSC セミナー 2013(第1回)
「世界の違法伐採対策規制の動向とFSC」

世界の違法伐採対策規制の 最新動向

坂本 有希
フェアウッド・パートナーズ／地球・人間環境フォーラム



フェアウッドとは？

伐採地の森林環境や地域社会に配慮した 木材・木材製品

- 【リペア・リユース・リデュース】修理・再生した木製品
- 【リサイクル】古材や廃材を再使用した木製品
- 【合法木材】最低限、違法伐採でない合法的な木材
- 【国産材、地域材】近くの森林から生産された木材
- 【コミュニティ材、フェアトレード】地域住民が自ら適切に森林管理している木材
- 【森林認証材】信頼できる第三者機関の森林認証を受けた木材



フェアウッド・パートナーズ：活動内容

国際環境NGO FoE Japanと地球・人間環境フォーラム
の共同プロジェクトとして、2002年から活動開始

- フェアウッドを調達するための支援・アドバイス
- 世界の森林やフェアウッド調達についての調査・分析
- 世界の森林やフェアウッド調達についての情報収集・分析
- フェアウッドカフェ運営によるフェアウッド製品の販売・普及



フェアウッド・パートナーズ：実績

- フェアウッド調達方針の導入及び個々の製品・部材をフェアウッドへの切り替え支援
- ロシア、インドネシア、マレーシア、中国等生産国の違法伐採・木材流通調査と欧米等の消費国の違法伐採対策調査
- 「森林生態系に配慮した調達に関するNGO共同提言」、グリーン購入法、GPNの各種ガイドライン策定等による日本国内の調達者への働きかけ
- フェアウッド・カフェや「木の来た道」「森の慟哭」など映像の上映会を通じた消費者へのアプローチ
- 「森のプレゼント」プロジェクト：幼児等への環境教育





フェアウッドを知るための映像



『森の慟哭』

～サワラクの先住民族の森から～

マレーシアにおけるプランテーション開発と森林の問題



『木の来た道』

ways of experiencing wood

日本における木材流通・消費と、世界の森林について



『人と木』～世界の森林を守るため、今私たちにできること～

森林の減少劣化や生態系の破壊と私たちの生活の関係について考える映像教材。

副教材もあり、学習に使う事を前提としている。影絵調のアニメーションで、子ども達と一緒に親子で観ることが出来る。



一般財団法人地球・人間環境フォーラム



フェアウッド・パートナーズ：協働

- ❑ 積水ハウス：調達方針の策定と実施への支援
- ❑ 東急ホームズ：調達方針の策定
- ❑ ワイス・ワイス：調達方針等の策定と製品の開発
- ❑ テラス：インドネシア・コミュニティ材を活用した製品の開発
- ❑ 諸塚村とのどんぐり材活用プロジェクト
- ❑ 乃村工藝社：エコプロダクツ展への出展と「エコ&デザインブース大賞」受賞(2010～2011)

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



世界の違法伐採・木材調達をめぐる動き

- 1990年代～2000年代にかけて、熱帯林やカナダBC州沿岸原生林の問題等に関し、企業の林産物調達に対するNGOの抗議運動が強まる
- 欧州最大のDIYストアの英B&Q社は1991年9月に木材調達方針を策定
- 英国政府が2000年に、デンマーク、オランダ、フランス、ベルギーも続いて木材調達方針を策定。市場に対して大きな影響をもたらす
- 300社以上が加盟する英国木材貿易連盟が行動規範と木材調達方針を策定、調達木材のリスク評価を行うツールを提供
- 米国では、98年～2001年にかけてハイテク関連を中心に数十の大手企業が原生林からの紙の販売と使用を停止する公約を発表

政府調達義務付けや

一部の企業の自主的な合法性・持続可能性の確認



米国、EU、オーストラリアで民間調達の規制法の成立

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



世界の違法伐採対策＝民間の規制

- 米国 レーシー法改訂(2008年)
- ヨーロッパ
EU木材法(2010年成立、2013年3月施行)
- オーストラリア
違法伐採禁止法(2014年11月完全施行)

民間の規制の共通点

- ◆ 違法材を水際で排除
- ◆ 事業者にデュー・デリジェンス(DD)の義務
- ◆ トレーサビリティの確保
- ◆ 違反者に罰則あり

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



EU木材法

EU木材法成立・発効(2010年)EU995/2010

・ステークホルダー・コンサルテーション(2011年3月、4月)

モニタリング団体細則(2012年2月)EU363/1012

DD・モニタリング団体検査細則(2012年6月)EU607/2012

・ステークホルダー・コンサルテーション

ガイダンス文書(2013年2月)

27加盟国で適用開始(2013年3月)

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



EU-FLEGT行動計画

- Forest Law Enforcement, Governance and Trade
＝森林破壊・違法伐採問題＝法整備・法取り締まり・汚職・ガバナンスの問題であるという認識から、
途上国支援型アプローチ(生産国のガバナンス改善 & 能力向上)
- VPA: Voluntary Partnership Agreement(合法材の供給体制確立)
- 政府木材調達方針
- 貿易措置:**違法材の輸入の禁止**
- 業界の取り組み支援

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



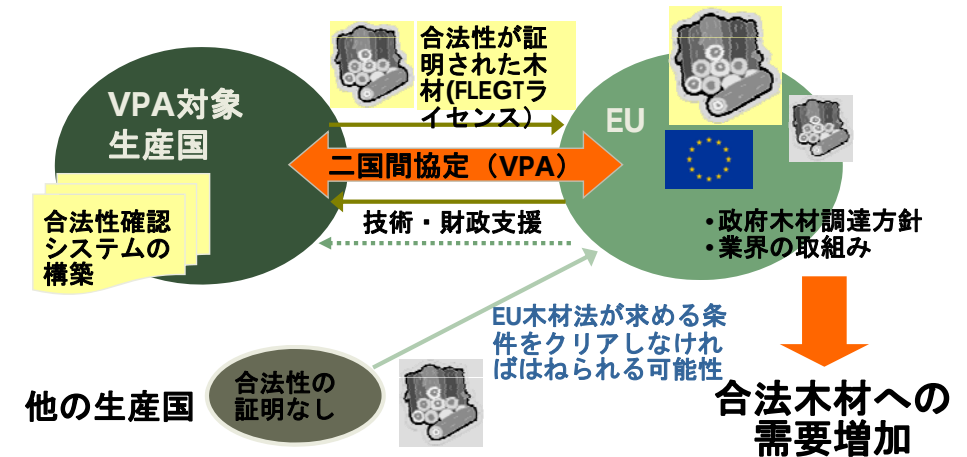
VPA (Voluntary Partnership Agreement)

「(EUは)あなたの国の木材を必要としており、引き続き購入したい。ただそのためには合法性の問題をクリアする必要がある、というアプローチだ」(欧州委員会FLEGT担当者)

- ステークホルダー・プロセスを通じた法整備・キャパシビルディングなど→ **信頼できる「合法性」**
- 合法木材をライセンス化→ **ライセンス材(FLEGT材)**



VPAと生産国支援



VPAの進捗状況(2013年4月現在)

国名	進捗状況
コンゴ共和国	2013年2月批准
ガーナ	2010年3月批准
カメルーン	2010年10月締結
中央アフリカ	2011年11月締結
インドネシア	2011年5月合意
リベリア	2011年7月合意
ベトナム	交渉中
マレーシア	交渉中
コンゴ民主共和国(コンゴDRC)	交渉中
ガボン	交渉中
ガイアナ	交渉中
ホンジュラス	交渉中
(中南米)ボリビア、コロンビア、エクアドル、グアテマラ、ペルー	
(アジア)カンボジア、ラオス、ミャンマー、PNG、ソロモン諸島、タイ	交渉前の情報交換中
(アフリカ)コートジボワール、シオラレオネ	



EU木材法 民間業者に課される義務

1. 違法木材をEU市場に持ち込まない
2. 最初にEU市場に木材製品を持ち込む業者はその製品が合法木材であることを確認する「**デュー・デリジェンス**」調査を行う
3. **トレーサビリティ**の確保(EU市場において木材製品を購入した業者はサプライヤーと顧客の情報を記録)

Regulation (EU) No 995/2010 第4条



「デュー・デリジェンス」

- 自らの取引する木材製品が違法材でないことを確実にするために、あらゆる方法を駆使して調査確認をする義務

3つのステップ

- (1)情報へのアクセス
- (2)リスク評価
- (3)特定されたリスクの軽減

Regulation (EU) No 995/2010 第6条(a)



一般財団法人地球・人間環境フォーラム



デュー・デリジェンス:3つのステップ

(1)情報へのアクセス

以下の情報へのアクセスを提供する措置・手続き

- 製品の商標・種類、樹種の一般名または学名
- 伐採国、また該当する場合は以下の情報
 - (i)木材の伐採された国内の地域
 - (ii)伐採許可
- 数量(体積、重量または単位数)
- 事業者へ納品した業者の名称・住所
- 木材(製品)が納入された先の取引業者の名称・住所
- 適用法遵守を示す文書その他の情報

Regulation (EU) No 995/2010 第6条(b)

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



デュー・デリジェンス:3つのステップ

(2)リスクアセスメント

違法に伐採された木材あるいは違法伐採の木材に由来する木材製品が市場に出荷するリスクを事業者が分析・評価できるようにするリスク評価手続き

- 適用法の遵守:適用法遵守を基準に定めている認証制度またはその他の第三者による確認制度などが含まれる
- 特定樹種の違法伐採に関する規模
- 伐採国と/また地域において、違法伐採あるいは違法行為の行われている規模
- 国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に対して課した制裁の有無
- 木材及び木材製品のサプライチェーンの複雑さ

Regulation (EU) No 995/2010 第6条(b)

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



デュー・デリジェンス:3つのステップ

(3)ミティゲーション

リスク評価手続きにおいて特定されたリスクが無視できない程度である場合を除き、リスク軽減に向けた手続き。

リスクを効果的に最小限にする上で適切かつ釣り合いの取れた数々の対策・手続きが用いられ、追加的な情報・文書や第三者による認証が求められる場合がある。

Regulation (EU) No 995/2010第5条(c)

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



DDシステムの適用

- 樹種・原産国・地域・伐採地に変化がない場合、12か月以内に、納品された木材・木材製品について個々の樹種ごとにDDを行う
- その場合でも、EU木材法第6条にある「情報へのアクセス」のための措置・手続きを維持する義務については変わらない

Implementing Regulation (EU) No 608/2012 第2条



事業者の製品に関する情報

- 一般名の使用があいまいな場合、樹種の完全な学名を提供する
- 地方や伐採地に関する情報は、地方や伐採地によって違法伐採のリスクが異なる場合に提供する

Implementing Regulation (EU) No 608/2012 第3条



リスクアセスメントとミティゲーション

- **第三者認証**などは、以下の場合リスクアセスメント及びミティゲーションとみなされる可能性がある：
 - a. 少なくとも適用法中にある要件がすべて含まれる（認証のための）要件の仕組みを設定し、第三者が利用できる
 - b. 適用法への遵守を示すために、現地調査を含む適切なチェックが第三者により12カ月を超えない定期的な間隔で行われるよう規定している場合
 - c. 適用法に準拠して伐採された木材（製品）を、市場に出る前のサプライチェーンの中にいかなる地点でも追跡できる、第三者の証明する手段を含む
 - d. 出所のわからない木材（製品）または適用法に準拠して伐採されていない木材（製品）をサプライチェーンに侵入させないための、第三者の証明する管理方法を含む

Implementing Regulation (EU) No 608/2012 第4条



事業者による記録保持

- 事業者の製品に関する情報とリスクミティゲーション手続きの適用は、**適切な記録**を伴う。記録は5年間保持し、当局からのチェックがある場合に提示する。
- DDシステムの適用にあたっては、事業者以下を証明できるようにする：
 - ① 集めた情報をEU木材法に規定するリスク評価基準（第6条(1)(b): 適用法の遵守、違法伐採の規模など）に従ってどのようにチェックしたか
 - ② ミティゲーション措置についての決断がどのようになされたか
 - ③ 事業者がリスクの度合いをどのように決定したか

Implementing Regulation (EU) No 608/2012 第5条



「無視できるリスク」

- 「無視できるリスク」とは、製品についての情報（樹種、原産国等）と、一般的な情報（特定地域の違法伐採の規模等）の両方を完全に評価した後に、懸念が残らない場合、サプライチェーンのリスクは無視できると理解されるべきである」
- 以下のような質問を想定する
 - どこで伐採？
 - 文書はすべて揃ったか？証明できるか？
 - ガバナンスの心配は？
 - 違法伐採に関与する企業がSC中にあるか？
 - SCは複雑か？

EU Guidance Document

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



サプライチェーンの複雑さ

- SCの長さだけではなく、「伐採地」まで遡れるかどうか
- SCの複雑さは、以下の項目のしただって増える
 - ①業者の多さ
 - ②使われる樹種の多さ
 - ③原産地の多さ
- SC中に特定できない段階がある場合、リスクは「無視できない」レベルとみなされる

EU Guidance Document

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



合法性の定義

合法性の基準となる適用法

- 合法的な境界内で木材を伐採する権利
- 伐採権や税金など木材への支払いに関する規定
- 環境・森林に関する法律
- 保有権や使用権などに関する第三者の法的権利
- 貿易や税関に関する法律

Regulation (EU) No 995/2010 第2条

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



合法性の定義

証明する事項	文書
合法的な境界内で木材を伐採する権利	一般的に文書・電子文書で入手可能。例えば土地の所有権・利用権に関する書類、契約書、伐採契約書など
伐採権や税金など木材への支払いに関する規定	一般的に文書・電子文書で入手可能。契約書、銀行の文書、VAT文書、公式領収書など
環境・森林に関する法律を含む伐採に関する法律（木材伐採に直接関係する場合、森林管理、生物多様性保全を含む）	公式な監査記録、環境適合証明、許可済み伐採計画、ISO認証、自主規範、強固な法的監視・木材追跡と管理手続きを証明する公的に入手可能な情報、原産国当局が発行した公的文書など
伐採により影響を受ける土地利用や保有に関する第三者の法的権利	環境影響評価、環境管理計画、環境監査報告書、社会的責任契約、保有権などに関する申立・対立に関する個々の報告書など
貿易や税関に関する法律	一般的に文書・電子文書で入手可能。契約書、敏項の文書、貿易記録、輸出入ライセンス、輸出税の公式領収書、輸出禁止リスト、輸出割当授与など

EU Guidance Document

EU木材法 対象製品

- 無垢材、フロア材、合板、パルプ、紙など、
広範な木材製品を含む
- 対象製品のリストは、実施状況にあわせて
改定される予定
- EU加盟国が原産国となる製品にも適用
- 対象外：再生材、ラタン、竹、印刷物

Regulation (EU) No 995/2010 付属資料

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



対象製品リスト

- 4401 Fuel wood, in logs, in billets, in twigs, in faggots or in similar forms; wood in chips or particles; sawdust and wood waste and scrap, whether or not agglomerated in logs, briquettes, pellets or similar forms;
- 4403 Wood in the rough, whether or not stripped of bark or sapwood, or roughly squared;
- 4406 Railway or tramway sleepers (cross-ties) of wood;
- 4407 Wood sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, whether or not planed, sanded or end-jointed, of a thickness exceeding 6 mm;
- 4408 Sheets for veneering (including those obtained by slicing laminated wood), for plywood or for other similar laminated wood and other wood, sawn lengthwise, sliced or peeled, whether or not planed, sanded, spliced or end-jointed, of a thickness not exceeding 6 mm;
- 4409 Wood (including strips and friezes for parquet flooring, not assembled) continuously shaped (tongued, grooved, rebated, chamfered, V-jointed, beaded, moulded, rounded or the like) along any of its edges, ends or faces, whether or not planed, sanded or end-jointed;
- 4410 Particle board, oriented strand board (OSB) and similar board of wood whether or not agglomerated with resins or other organic binding substances;
- 4411 Fibreboard of wood or other ligneous materials, whether or not bonded with resins or other organic substances;
- 4412 Plywood, veneered panels and similar laminated wood;
- 4413 00 00 Densified wood, in blocks, plates, strips or profile shapes;
- 4414 00 Wooden frames for paintings, photographs, mirrors or similar objects;
- 4415 Packing cases, boxes, crates, drums and similar packings, of wood; cable-drums of wood; pallets, box pallets and other load boards, of wood; pallet collars of wood; coffins; (Not packing material used exclusively as packing material to support, protect or carry another product placed on the market.)
- 4416 00 00 Casks, barrels, vats, tubs and other coopers' products and parts thereof, of wood, including staves;
- 4418 Builders' joinery and carpentry of wood, including cellular wood panels, assembled flooring panels, shingles and shakes, wood (including strips and friezes for parquet flooring, not assembled) continuously shaped (tongued, grooved, rebated, chamfered, V-jointed, beaded, moulded, rounded or the like) along any of its edges, ends or faces, whether or not planed, sanded or end-jointed;
- Pulp and paper of Chapters 47 and 48 of the Combined Nomenclature, with the exception of bamboo-based and recovered (waste and scrap) products;
- 9403 30, 9403 40, 9403 50 00, 9403 60 and 9403 90 30 Wooden furniture;
- 9406 00 20 Prefabricated buildings.

米国改訂レーシー法

レーシー法制定 (1900年)

二国間協定や地域協定
(例: 2006年インドネシアと)

レーシー法改定 (2008年)

申告義務開始 (フェーズI)
(2009年4月)

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



改訂レーシー法

- 米国で最も古い野生生物の取引を取り締まる法律
(動物種と海洋種)
- 2008年 植物種が加わる
(The Food, Conservation, and Energy Act of 2008)
- 担当省庁 米国農務省 動植物検疫課
APHIS (Animal and Plant Health Inspection Service)
http://www.aphis.usda.gov/plant_health/lacey_act/

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



禁止行為

- 国内外の法律に違反して取得した木材製品の以下の取引を禁止：
 - 輸出入・輸送・販売・受け取り・取得・購入（国際間 & 州間）

16 U.S.C 3372 (a)



民間業者に課される義務

- (1) 輸入申告
学名・原産国・数量と大きさ・金額 etc.
- (2) 正確な記録保持やラベル表示
- (3) 「デュー・ケア」



デュー・ケア

- 米国法システムに長く存在する「柔軟な」概念
- 「相当に思慮深い者が同じ、または類似の状況において行うであろう注意の程度」であり、「結果として異なる程度の知識や責任をもつ異なるカテゴリーに属する者に、異なる適用がされる」

Senate Report 97 123 (仮訳)



デュー・ケア

- 法務局・裁判所の判断
- 文書ベースではなくて事実ベース
- 第三者認証制度などはデュー・ケアを補足するものの、それ自体はデュー・ケアを保証しない
- 米国はEUのように詳細な規則を設ける予定なし
- 企業は「リスク管理システム」を設けて、バーコード・その他のトレースシステム、合法性証明システム、第三者認証制度、各組織のステップ・ワイズ・プログラム、政府・民間のパートナーシップモデルなど広範なツール・システムを利用する必要がある



合法性の定義

国内または外国の法律に基づいて、以下を違法な木材製品としている:

- 盗まれたもの
- 公的に保護された地区から採取した場合(公園や保護地区など)
- 上記以外で、当該国の法規制で公的に指定された地区から採取した場合
- 必要な許可を受けず／それに違反して採取した場合
- 採取、運搬、商業取引に関連して発生するロイヤリティ、税、各種の料金を支払わない場合
- 輸出または積替えに関する法律に違反した場合

HR2419 8204節 レーシー法修正状況3372(仮訳)

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



対象範囲

- 対象範囲は、フェーズ(6か月)毎に追加
- フェーズⅠ 申告義務に関する情報の周知
- フェーズⅡ 無垢材・ベニヤ板など
- フェーズⅢ 合板など
- フェーズⅣ 家具や楽器など
- 紙、パルプ、梱包材、パーティクルボードなどは現在のところ対象外

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



フェーズⅠ 2008-2009/3	フェーズⅡ 2009/4/1-2009/9/30	フェーズⅢ 2009/10/1-2010/3/31	フェーズⅣ 2010/4/1-2010/9/30
植物輸入申告書をウェブサイト上に掲載。申告は2008年12月15日以降受け付ける。国内及び国外に向けての周知。	HTS 第44章 木材及び木材製品 4401—燃料用木材 4403—木材(粗のもの)。 4404—電柱・支柱等 4406—電車・トラム用枕木 4407—製材等 4408—ベニヤ板 4409—加工を連続的に施した木材 4417—道具、道具の持ち手、ほうきの柄 4418—建具、建築用木工品 4420—寄木、棺桶、彫像	HTS 第44章 木材及び木材製品 4402—木炭 4412—合板(例外あり) 4414—木製の額縁等 4419—木製の食器、台所器具 フェーズⅡも含む	HTS 第44章 木材及び木材製品 4421—その他の木製品 第66章 傘、杖等 6602—杖、むち、乗馬用むち 第82章 道具 8201—手道具 第92章 楽器 9201—ピアノ 9202—その他弦楽器等 第93章 武器・弾薬9302—鉄砲・拳銃93051020—鉄砲・拳銃の部品 第94章 家具 940169—木枠付きの椅子等 第95章 おもちゃ、ゲーム、スポーツ用品 950420—ビリヤード道具 第97章 美術品 9703—彫像 フェーズⅡとⅢも含む



オーストラリア違法伐採禁止法

- Illegal Loggin Prohibition Act 2012
- 2013年5月末までに各規制の最終版ができる予定
- 2014年11月からの完全適用
- 違反行為は以下のとおり
 - 違法伐採による木材・木材製品を豪州に輸入すること
 - 規制木材をデュー・デリジェンスなしに輸入すること
 - 違法に伐採された豪州産木材を加工すること
 - 豪州産木材を加工するにあたりデュー・デリジェンスを実施しないこと



米国、EU、豪州とも外国の法律に基づき 違法材を国内市場から排除

Illegally harvested means 'harvested in contravention of the applicable legislation in the country of harvest'

EU木材法

Taken, processed, sold in violation of any plants protection law in any US state or any foreign law

米国改訂レーシー法

自国が原産国となるものにも適用 → WTOのルールに抵触しない

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



欧米豪のアプローチ

なぜ、消費国側の事業者にはサプライチェーン管理、
デュー・デリジェンス（デュー・ケア）の義務を課すのか？

- SCMIに取り組む事業者を支援することにより、
違法伐採問題の解決に取り組む
- 「森林を含む自然資源の違法な搾取は、汚職と組織的
犯罪に密接に関連している。豊かな森林を持つ国の中
には、違法伐採からの利益が汚職をまねき、法規制、
民主的なガバナンスの原則、さらには人権尊重をむし
ばんでいる国が存在する」(Commission of the European Communities,
Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, Forest Law
Enforcement, Governance and Trade (FLEGT) (COM 2003)251 final)

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



政府による民間木材規制の効果

1. 「合法性はEU市場で木材製品を販売する際の必要最
低限の条件となる」
2. 「高リスク材から低リスク材へのシフトが起こり、合法
性の証明された木材や認証材が優遇されるようになる」
3. 「正直に事業を行っている事業者が値段競争で負ける
ことはなくなる」

英国王立国際問題研究所 第17回違法伐採会議におけるEU環境委員長
Janez Potocnik氏の基調講演より

→ EU・米国ともに業界からのある程度の支持

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



政府による民間木材規制の今後の課題

規制を行っていない国へ違法材が流れる

- 一人あたりの輸入量、輸入量あたりの違法材の割
合が他国に比較して多い日本 (Lawson, S. and
MacFaul, L. *Illegal Logging and Related Trade:
Indicators of the Global Response*: Chatham House,
2010.)
- 日本はサラワク(マレーシア)材の最大の輸入国
- オーストラリアで同様の法律

一般財団法人地球・人間環境フォーラム



日本の違法伐採対策の課題

- ①合法性の定義・範囲が限定されている、不明瞭である
- ②持続可能性の定義・用件が示されていない
- ③「合法性証明」の方法が不十分
- ④G法本来の趣旨である調達側の取り組みが不明確
- ⑤違法伐採対策としての効果が把握されていない
- ⑥違法伐採対策は開発問題であるという認識の欠如



ご清聴ありがとうございました

フェアウッド・パートナーズ

<http://www.fairwood.jp>

地球・人間環境フォーラム

<http://www.gef.or.jp>

国際環境NGO FoE Japan

<http://www.foejapan.org>

